

令和8年度実施

観光地づくり 加速化補助事業

もっと快適に、
もっと安全に、
もっと魅力的に。

観光関連事業者、
観光協会・DMOの
皆さまへ

地域にしかない魅力を、より快適に、より安全に、より伝わるかたちへ。

観光地づくり加速化補助事業は、省力化や受入機能の向上、
観光コンテンツの充実化などを支援し、地域の特性を活かした
観光地づくりを加速します。

補助対象者

① 観光関連事業者^{※1} ② 観光協会・DMO等^{※2}

※1 市町村、観光協会等と協力して観光地づくりに取り組む事業者(市町村と観光協会等が共同して策定する地域としての整備計画(以下、単に「整備計画」)に位置づけられた事業者) ※2 整備計画に位置づけられている場合に限る。

補助率

1/2以内

補助上限額

1整備計画当たり
200万円 (上限額)

対象経費

設備導入・備品購入(次の項目に合致するもの)

- 【1】省力化による利便性の向上等
- 【2】旅行者の安全・安心
- 【3】観光コンテンツの充実化
- 【4】その他受入環境整備(多言語対応、オーバーツーリズム対策など)

公募期間

2026年 2026年
8月3日(月)～10月30日(金) 当日消印有効
予算上限に達した場合は、終了となります。

申請方法

- 郵送
 - メール
- ※送料は事業者様
ご負担となります



申請書類・申請の手引きダウンロード方法

WEBサイトは
こちら▶▶▶



補助事業専用Webサイトよりダウンロードできます。

※インターネット環境のない方は事務局より郵送などでお送りさせていただきます。事務局までご連絡ください。

URL : <https://www.destilab.pref.hokkaido.lg.jp/>

申請書類

以下の書類が必要となります。

提出書類の詳細につきましては、申請の手引きまたは補助事業専用Webサイトよりご確認ください。

| | |
|---|--|
| 申請時必要書類 | 補助金等交付申請書(第1号様式) |
| | 資金収支計画書(第2号様式) |
| | 事業計画書(第3号様式) |
| | 誓約書(第4号様式) |
| | 道税を滞納している者でない事を確認できる書類 |
| | 工事や製品等の見積書の写し(単価50万以上のものは2社以上の見積書) |
| | 観光地づくり整備計画(第5号様式) |
| 観光地づくり整備計画を営むにあたり、必要な法令等の基準を満たしていることを証明する書類 | |
| その他知事が必要と認めるもの | |
| 工事完成届 | 補助事業に係る建設工事が完成した時は要提出(第14号様式) |
| 実績報告時必要書類 | 実績報告書(第10号様式) |
| | 事業実績書(第11号様式) |
| | 補助金等精算書(第12号様式) |
| | 事業精算書(第13号様式) |
| | 支出した経費の事実を証明する領収証等 |
| | その他知事が別に指示する書類 |
| | (例) 購入品を箱から出した写真 (例) 保証書の写し(事業者名を記入したもの) など |
| 補助事業の明示 | 補助事業者は「北海道宿泊税」を活用している旨の表示が必要 |

補助対象例/活用例

観光協会・DMOの場合

※観光協会等が策定する整備計画に基づく「事業」が対象

※機能向上しない単なる交換等は対象外

1 観光コンテンツの充実のために設備を導入する場合

| サービス向上メニュー | 導入設備 |
|-------------------------|--|
| 利便性の向上 (利用者が使うものに限る) | レンタル用品の購入(自転車、スキー・スノーボード等)、電動自転車購入、カヌー・ラフティング購入等 |

2 インバウンド対応のための設備を導入する場合

| サービス向上メニュー | 導入設備 |
|-------------|----------------------------|
| 利便性の向上 | 多言語翻訳システム、多言語看板、Wi-Fiルーター等 |
| オーバーツーリズム対策 | 監視カメラ、デジタルサイネージ設置 |

3 安全・安心に資する設備を導入する場合

| サービス向上メニュー | 導入設備 |
|------------|----------------------------------|
| 減災・防災 | 安全柵の設置、防災セット、毛布など備蓄品の購入、熊避けスプレー等 |
| ユニバーサル対応 | 貸出用車いす、手すり、スロープの設置等 |

4 子育て世代用に設備を導入する場合

| サービス向上メニュー | 導入設備 |
|------------|--------------------------------------|
| 感染防止機器・備品 | 殺菌エアータオル、サーモグラフィカメラ、空気清浄機、除菌機能付エアコン等 |

観光関連事業者の場合

※観光協会等が策定する整備計画に位置づけられた「事業者」が対象

1 体験観光の事業者が設備を導入する場合

| サービス向上メニュー | 導入設備 |
|-----------------------------|--|
| 観光コンテンツの充実 (利用者が使うものに限る) | ロッジ改修、グランピング用大型テント、レンタル用品購入(自転車、スキー・スノーボード等)、電動自転車購入、カヌー・ラフティング購入等 |

2 飲食業・小売店等が設備を導入する場合

| サービス向上メニュー | 導入設備 |
|------------|---|
| インバウンド対応 | 多言語翻訳システム、多言語看板、Wi-Fiルーター等 |
| サービス向上 | キャッシュレス決済、配膳ロボット、トイレの洋式化、エアコン、デジタルサイネージ設置 |

3 民泊事業者が設備を導入する場合

| サービス向上メニュー | 導入設備 |
|------------|--------------------|
| 利便性の向上 | 洗濯機、乾燥機、アイロン等 |
| 快適性の向上 | 大画面テレビ、エアコン、空気清浄機等 |

4 その他観光関連事業者が設備を導入する場合

その他、観光協会等が策定する整備計画に位置づけられる業種は、運輸業(バス・タクシー等)、お土産販売店、製造等多岐にわたりますので、省力化や安心・安全、高付加価値化等に係るさまざまな設備が支援対象となります。